

○後期高齢者医療保険料の通知書を送付します

令和2年度の保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします。保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

一人当たりの保険料
(年額)

=

均等割額
47,720円

+

所得割額
(総所得金額等ー33万円【基礎控除額】
×所得割率9.02%)

- 保険料（年額）…10円未満切り捨てで、限度額は64万円です。

○保険料軽減措置について

- 世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額の7.75割、7割、5割、2割が軽減される場合があります。
- 軽減措置の見直しに基づいて以下のとおり割合が変更されます。（2割・5割には変更ありません）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
8割軽減	7割軽減	7割軽減
8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減

- 後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方（国

民健康保険・国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い方は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられます。

- 納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で納める「普通徴収」の2通りがあります。前年度と納付方法が変更になっている方もいますので通知書を必ずご確認ください。

○社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関等で支払う窓口負担を除いた費用を、公費（国・県・市町の負担金）で約5割、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さまが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

※ 詳しくは保険証と一緒に同封している「制度のご案内」をご覧ください。



■ 問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503
生名 住民課 ☎76-3000
岩城 住民課 ☎75-2500
魚島住民福祉課 ☎78-0011

せとうち交流館だより

＜メディア室・展示室のご案内＞
○ てまり（てまりグループ）・絵てがみ（絵てがみグループ）
新着図書 ※入荷次第貸出となりますので、ご了承ください。

題 名	作 者	題 名	作 者
52 ヘルツのクジラたち	町田 そのこ	ザリガニの鳴くところ	ディーリア・オーエンズ
語らいサンドイッチ	谷 瑞恵	逃し屋小鈴 女だてら 麻布わけあり酒場 6	風野 真知雄
タイタン	野崎 まど	はなの味ごよみ 願かけ鍋	高田 在子
ガラッパの謎 引きこもり作家のミステリ取材ファイル	久真瀬 敏也	1日10分のごほうび	赤川次郎 他
裏アカ	大石 圭	大河の一滴	五木 寛之
木になった亜沙	今村 夏子	ひとめぼれ	畠中 恵
あとを継ぐひと	田中 兆子	黙示	今野敏
ご用命とあらば、ゆりかごからお墓まで 万両百貨店外商部奇譚	真梨 幸子	家族じまい	桜木 紫乃
きまぐれな夜食カフェ マカン・マランみたび	古内 一絵	100にちごにしめワニ 1にちめから30にちめまでの13にちかん	きくちゆうき 他
猫を棄てる父親について語るとき	村上 春樹	ツカメン お父ちゃんたちの宝塚	宮津 太蔵

- 愛媛県立図書館の図書を借りることができます。受付までお問合せください。
- 図書のリクエストを受け付けています。
- 先に一部だけ返却される場合は、貸出期間とお名前を書いた紙を挟んでいただけると助かります。

- 問い合わせ せとうち交流館
上島町弓削下弓削 1037-2
☎ 77-2252 ☎ 77-2292

後期高齢者医療制度の保険証の更新について

○後期高齢者医療制度の保険証が新しくなります

新しい保険証はオレンジ色封筒で7月下旬に郵便でお届けします

保険証が
新しくなります！

現在お持ちの保険証（青色）の有効期限は、7月31日です。8月1日からは、右のような新しい保険証（オリーブ色）に変わります。
受取後、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認し、お持ちの「保険証」を破棄し、有効期限が令和3年7月31日となったオリーブ色の保険証をご使用ください。

8月直前になっても届かない場合や不明な点がある場合はお問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

現在保有していて次の要件を満たしている方は、保険証と一緒に同封しますので、申請の必要はありません。新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

- 要 件 ①保険料の滞納がない
②令和元年度の住民税が非課税の世帯
③世帯内に所得の未申告者がいない



限度額適用認定証

「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日です。現在保有していて次の要件を満たしている方は、保険証と一緒に同封しますので、申請の必要はありません。新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

- 後期高齢者医療制度の対象者
 - ・75歳以上の方
 - ・65歳から74歳までの一定の障がいのある方（本人の申請に基づき、認定を受けられた方）
- 一部負担割合
 - ・1割または3割（所得で判定します。）
 - ※ 8月以降に75歳となる方の保険証も郵送します。



サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ1,000万円

(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月14日(火)2種類同時発売!

公益財団法人愛媛県市町振興協会

発売期間 7/14(火)~8/14(金)
抽せん日 8/21(金)
各1枚 300円

令和2年度 敬老会の中止について

9月に実施を予定しておりました各地区の敬老会について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町民の皆様の健康・安全面を第一に考慮した結果、開催を中止することとなりました。記念品につきましては、配布を予定しております。何卒、ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

- 問い合わせ 健康推進課 ☎ 76-3000